

第 3 章 平成 27 年奈良県産業連関表作成の概要

第 1 節 平成 27 年奈良県産業連関表の作成目的

平成 27 年の 1 年間に、県内で行われた財・サービスの産業間の取引及び産業と最終需要の相互関係並びに他地域との交流関係を、有機的かつ計量的に把握し、もって県内経済の構造、特質及び流通過程の実態を明らかにし、本県経済の構造分析、行政施策の立案、経済波及効果の測定のための基礎資料とすることを目的として作成する。

第 2 節 平成 27 年奈良県産業連関表作成上の基本方針

1 対象と範囲

(1) 期間

平成 27 年（2015 年）の 1 月 1 日～12 月 31 日（暦年）とする。

<参考> 産業連関表に記録される生産活動及び取引の対象期間は、通常、1 月から 12 月までの 1 年間（暦年）である。全国表では、昭和 30 年表以来、西暦年の末尾に 0 と 5 のつく年を作成年次とし、1 月から 12 月までを対象期間としている。なお、前回は、重要な基礎資料となる経済センサス活動調査が平成 23 年（2011 年）を対象年次として実施されたことを受け、平成 23 年（2011 年）を対象とする表として作成した。

(2) 対象

奈良県内における財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

2 表の概要

(1) 部門分類

ア 部門分類の概念

部門分類は、原則として財・サービス及びそれらを生産する「生産活動単位」によって行われる。すなわち、「経済センサス・基礎、活動調査」、「工業統計調査」等では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが、産業連関表の部門分類では、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、原則として、それぞれの生産活動ごとに分類する。

いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。

産業連関表は投入係数に変化がないという仮定のもとに、分析が行われている。つまり、投入係数の安定性を考えるとき、「商品×商品」の分類が最良である。そのため、アクティビティベースである生産技術を単位とした分類方法で区分している。

イ 基本分類及び統合分類

産業連関表の部門分類は、「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合した「統合分類」からなる。基本分類及び統合分類は次の 5 段階に分けられる。

- ① 基本分類 行 509 部門・列 391 部門
- ② 統合分類 171 部門（全国表の「統合小分類」）
- ③ 統合分類 100 部門（全国表の「統合中分類」）
- ④ 統合分類 37 部門（全国表の「統合大分類」）
- ⑤ 統合分類 13 部門（全国表の説明用ひな型）

<参考> 本県の部門分類は、原則として全国表の部門分類に準拠しているが、本県の経済構造に合わせ全国表の部門分類・部門数とは変えている部分がある。

(ア) 基本分類（行部門7桁分類・列部門6桁分類）

各生産活動主体及びそこから供給される財・サービスの種類、用途、生産技術等に即して、最も詳細に分類された部門分類が「基本分類」であり、列部門を6桁、行部門を7桁のコード番号で表す。（第5章参照）「基本分類」の更に詳細な分類として、「細品目分類」があり、全生産活動を約3600品目に分類し、10桁コードで表している。

これは生産額推計の基礎となっている。

(イ) 統合分類171部門

全国表の統合小分類である。統合小分類の4桁コードは、基本分類の6桁及び7桁分類の上4桁と共通である。また、日本標準産業分類及び国際標準産業分類のいわゆる4桁分類に対応できるように設定されている。

(ウ) 統合分類100部門

産業連関分析を行う場合、最も頻繁に利用される分類であり、分析を行う上で最低限度必要となる部門を折り込んで設定されたものである。

(エ) 統合分類37部門

県民経済計算と対応させ、簡易な産業連関分析ができるように設定されたものである。

(オ) 統合分類13部門

簡易な説明用に設定されたものである。

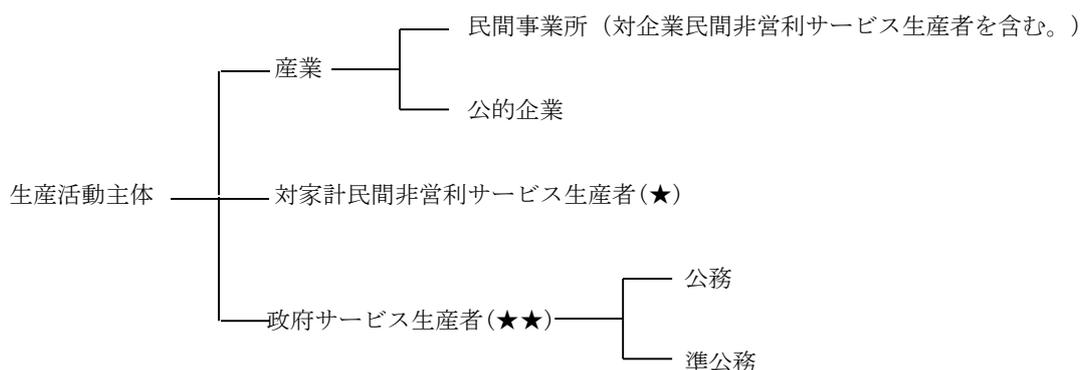
なお、100部門・37部門・13部門のコード番号は任意の連番であり、基本分類コードと対応していない。

ウ 生産活動主体分類

産業連関表がその取引活動の記録対象とする財・サービスは、「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財・サービス」、つまり産業の生産活動による「商品」が主であるが、この他に、主として政府及び公的企業などから供給される「コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス」及び「市場において販売されない財・サービス」も含まれる。

産業連関表では、これらの関係を明らかにするため、「生産活動主体分類」を設けている。「生産活動主体分類」は、財・サービスの生産・供給主体に着目し、基本分類を産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者からなる活動主体別に再分類するものである。

この意味で、産業連関表の基本部門分類は、アクティビティベースの「生産活動単位に基づく分類」と、財・サービスの生産・供給主体に基づく「生産活動主体分類」の二重の機能を有していることとなる。



(注) 生産活動主体分類は、基本部門分類の名称末尾に★印を付すことによって区分する。

- 無印 産業
- ★ 対家計民間非営利サービス生産者
- ★★ 政府サービス生産者

(2) 取引活動の記録と評価

ア 記録の時点

原則として生産及び取引が実際に発生した時点を記録する「発生主義」である。

<参考> 産業連関表が対象とする生産活動及び取引の時点は、原則として「発生主義 (Accrual basis)」による。発生主義とは、当該取引が実際に発生した時点を記録時点として適用することをいう。発生主義に対して「現金主義 (Cash basis)」があるが、これは、所得の受取や代金の支払い等が実際になされた時点を記録時点として適用する方法である。

イ 評価方法

県内生産額の価格評価は、「実際価格」に基づく評価である。

<参考> 実体経済の中では、例え同一の財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引引きされるとは限らない。これは、地理的又は時期的な要因及び需給状況や取引形態の相違等に基づくものである。このような場合、個々の取引を各取引ごとの実際の価格で評価するか、それとも、各取引先や取引形態にかかわらず単一の価格で評価するかという問題が生ずる。前者を「実際価格」、後者を「統一価格」という。

(3) 表の形式

ア 表の価格評価

生産者価格評価表とした。

<参考> 産業連関表の価格評価には「生産者価格評価」と「購入者価格評価」があるが、この両者の相違は、個々の取引額に流通経費、すなわち商業マージン及び貨物運賃が含まれているか、いないかである。生産者価格評価表は、個々の取引が生産者の出荷価格で記録され、購入者が手にするまでに要した商業マージン及び貨物運賃については、購入側の部門 (列) と商業 (行) 及び運輸業 (行) 部門との交点に一括計上する。また、購入者価格評価表は、商業マージン及び貨物運賃を個々の取引額に含めて計上するものである。購入者価格評価表は、個々の取引に流通経費を含むため、より経済取引の実態に即しているが、一方、生産者価格評価表は、個々の取引に流通経費を含まないため、投入係数がより安定する。本県では、産業連関分析等への利用を重視して、生産者価格評価表とした。

イ 移輸入の扱いと表形式

地域内競争移輸入型とした。

<参考> 産業連関表において、移輸入をどのように取り扱うかについては、大別して二つの方式がある。一つは、同じ種類の財については、県内産品と移輸入品の区別を行わず、全く同じ取扱いをするものであり、この方式を「競争移輸入型表」という。これに対し、全く同じ種類の財であっても、県内産品と移輸入品とを区別して取り扱う方式によるものを「非競争移輸入型表」という。また、地域内表とは、奈良県内1地域のみを対象として表にしたもので、他都道府県や海外との取引については移輸出、移輸入として取り扱うものである。

ウ 消費税 (付加価値税) の扱いと表形式

グロス方式とした。

<参考> 消費税の表章形式には①グロス表、②税抜き表、③ネット表がある。

3 特殊な扱いをする部門

(1) 商業及び運輸部門の活動の推計方法

実際の取引活動は、大部分が商業及び運輸部門を経由して行われるが、この流れを忠実に示そうとすれば、産業間の取引関係は極めて分かりにくいものになる。

これを避けるため、産業連関表では、財の供給部門と需要部門との間で直接取引が行われたように記述する。また、生産者価格評価表では、需要部門（列）と商業・運輸部門（行）それぞれとの交点には、商業マージン及び貨物運賃を計上し、供給部門（行）との交点には、出荷時点の金額を計上する。

(2) コスト商業とコスト運賃

通常の流通経費としての商業マージン及び貨物運賃については、上記(1)のとおりであるが、これらとは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動があり、これらにともなう経費については、「コスト商業」及び「コスト運賃」として、それぞれの列部門と、商業・運輸部門の交点に計上する。

コスト商業としては、次のようなものがある。

ア 同一部門内での中古品の取引マージン（家計における中古の書籍、自動車の取引）。

コスト運賃としては、次のようなものがある。

ア 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産活動のためのコストの一部を形成する輸送活動）に伴う経費。

イ 引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、壺きゅう、廃棄物及び土砂などのような商品とは考えられないようなものに係る輸送費用。

(3) 屑・副産物

産業連関表では、一つの生産活動からは一つの生産物しか生産されないと考えられるが、現実には、生産工程で必然的に別の財貨が生産される場合がある。その財を主産物として生産する部門がほかにある場合には「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

全国表においては、原則としてマイナス投入方式（ストーン方式）（本来の生産目的に付随して発生した副産物や屑について産業連関表での処理方法のひとつで、副産物や・屑の発生額を発生部門にマイナス計上し、一方その副産物・屑を原材料として投入する部門にプラス計上することによって差し引きの生産額をゼロとする方式をいう）を採用しているが、一括方式やトランスファー方式も一部採用されており、本県でもそれに準じている。（なお、「ストーン方式」とは提唱者の名を冠している。）

<参考> 屑・副産物の扱いについては、次の4つの方式がある。

- ① 一括方式
- ② トランスファー方式
- ③ マイナス投入方式（ストーン方式）
- ④ 分離方式

(4) 帰属計算部門

次のものについて帰属計算を行った。

- ① 生命保険及び損害保険の帰属保険サービス
- ② 政府等の所有する資産に係る資本減耗引当
- ③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

「帰属計算」とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けているものが現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

ア 狭義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別される。

- ① 預貯金の管理、受付及び融資業務……………金融（FISIM）部門

② 金融証券の発行、引受け、信託及び信用保証等の業務……………金融（手数料）部門

FISIM の産出先については、産業連関表の中間需要部門である各産業部門であり、貸出残高に応じて配分される。

金融機関は、預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付先に供給し、企業に対して融資のルートと資金の集中を確保する等のサービス活動を行っていることから、FISIM の効用は主として貸付先（資金需要者）が享受しているものと考えられるためである。ただし、住宅ローンは、家計が保有する住宅はすべて帰属家賃による帰属計算が行われるため、住宅の所有者は、内生部門の「住宅賃貸料」部門として扱われる。このため、家計の住宅ローンに関する貸出残高に応じた FISIM が「住宅賃貸料」に計上されることとなる。

イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$(\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。その産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出される。

ウ 政府等の所有する資産に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や公務・教育等の部門における減価償却を行っていない政府等の建設物についても、減価償却分を帰属計算し、「一般政府消費支出(社会資本等減耗分)」を計上している。

したがって、これらの部門の生産額は

$$\text{費用額合計} + \text{一般政府消費支出(社会資本等減耗分)} (\text{帰属計算分})$$

となる。

エ 持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料

持家住宅及び給与住宅について、その家賃を市中の賃貸賃料で評価し、「住宅賃貸料」部門の生産額として帰属計算し、原則として全額を家計に産出しているが、介護保険を利用した住宅改修費の産出は例外を設けている。その投入内訳は、住宅の維持コスト以外が付加価値に計上される。

(5) 仮設部門

実際には産業として存在しないか、又は独立した部門とみなされていない部門でも、商品の性格、表の作成・利用上の便宜等から架空の部門を設定したものを仮設部門という。平成 23 年表では、次の仮設部門を設定した。

- ① 事務用品
- ② 自家輸送（旅客自動車）及び自家輸送（貨物自動車）
- ③ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上は、一般的に消耗品として一括処理されることが多いこともあり、これらを生産する各部門は、当該品目をいったん「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入する。

なお、事務用品部門を仮設部門として特掲することにより、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の生産額は事務用品の分だけ大きくなるので、注意を要するが、付加価値には変化がない。

イ 自家活動部門

(ア) 自家活動部門の意味

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密に言えば、それぞれ運輸

業や教育、研究、情報処理の各部門に格付けされるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。このため、本来の部門との対比及び生産波及効果分析等を可能にするため、自家活動を「仮設部門」として独立させている。

平成2年表以降においては、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」のみ設定している。

(4) 表章形式

自家活動に必要な財・サービスをいったん自家活動部門（仮設部門）に産出して、各需要部門は財・サービスが一括された「自家活動」という商品を購入することとなる。投入費用の推計は、内生経費のみである。

これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、生産額がそれだけ大きくなるので、注意する必要がある。

ウ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

屑・副産物は、原則として発生をマイナスで計上して処理する。（ストーン方式＝マイナス投入方式）

副産物については、それを主産物とする部門（行）が存在する場合、処理できるが、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」・「非鉄金属屑」及び「古紙」部門を設けて処理する。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「他に分類されないガラス製品」）に格付けて処理している。

(6) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業はすべて「所有者主義」で推計している。

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」についても、所有者主義で推計している。

ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの）を、当該部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上することとなる。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、実態に即しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の生産額（C T）となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上することとなる。

イ 分析上のメリット・デメリット

従来の産業連関表においては「使用者主義」を原則としてきた。これは、産業連関表がアクティビティベースによる部門設定を基本とし、各部門別の付加価値もそのようなベースでとらえようとしたことにある。この扱いによって、生産と生産のための資本が一体として扱われるようになるとともに、投入係数の安定性も増大するという利点があった。

しかし、生産設備の中には、その大部分がレンタル又はリースによって設置される場合があり、また産業全体に占める物品賃貸業のウェイト増大などの実情に鑑み、産業連関表において部門を設定し、生産額及び粗付加価値を計上する必要が生じてきた。

(7) 政府及び対家計民間非営利団体の活動

「政府活動」等は、「生産活動主体分類（本節2(2)参照）」によって①産業（のうち「公的企業」）、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者の活動に大別される。①については、一般の商品生産活動と同様に

扱われるが、②および③については一般の産業と比べて、その活動の基本原理が異なる等のため、下記のア及びイのような特殊な扱いが行われている。

ア 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の県内生産額は、経費総額をもって計測されるため、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「中央政府個別的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(8) 分類不明

「分類不明」は、一般的にいずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割をも持たせている。

(9) 受・委託生産の扱い

産業連関表では、各部門の生産物が、自社生産であるか受託生産物であるかにかかわらず、当該部門に、生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上する。そのため、受委託による生産額は、県内異種部門間あるいは県内と県外との受委託の場合、受託側部門に生産額を計上する。

(10) 本社、営業所経費の取扱

県内に工場があり、県外にその本社・営業所がある場合、製造出荷額の中には、当然本社営業所の経費も含まれることになるが、資料等の制約上、その経費は別に計上しないこととする。

4 2008 SNAへの対応

国際連合が提唱している国民経済計算体系（A System of National Accounts 以後SNA）は、従来より、我が国の国民経済計算及び産業連関表に取り入れられている。本県の産業連関表も、全国表の作成概念及び手法に従っていることから、SNAの概念に従って作成していることになる。

現行のSNAは2008年（平成年）に「2008年国民経済計算体系」が採択され、加盟各国がこれに従ってSNAの整備を行うよう勧告が行われた。

これを踏まえて、平成27年全国表において、勧告の趣旨を取り入れ、概念・定義・範囲の変更が生じている。本県においても、下記の通り、全国表と同様の対応を行った。

(1) 研究開発の固定資本としての計上

当期に生産された研究開発は、県内総固定資本形成（公的）、県内総固定資本形成（民間）に計上（平成23年表までは、主に内生部門や一般政府最終消費支出、対家計民間非営利団体消費支出に計上）
過去から蓄積されたストックとしての研究開発資産から発生する資本減耗引当は、付加価値に計上（平成23年表までは、当期に生産された研究開発は各部門において中間投入などに計上）

(2) 所有権移転費用の扱いの精緻化

「不動産仲介・管理業」部門のうち売買仲介手数料に当たる生産額は、県内総固定資本形成（民間）に計上（平成23年表までは、中間消費などとして計上）

(3) 防衛装備品支出の県内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上

防衛省の戦車や排水トン表示船舶などは、産出先として県内総固定資本形成（公的）に計上
1回限り使用される弾薬水の純増分は、原材料在庫純増に計上（平成23年表までは、いずれも公務の中間消費として計上）

(4) 建設補修の一部（建築物リフォーム・リニューアル工事）の県内総固定資本形成への計上

建築に係る「建設補修」部門の産出のうち機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修は、県内総固定資本形成（公的）及び県内総固定資本形成（民間）に計上（平成23年表までは、維持・修理と同様に中間消費として計上）

5 平成27年奈良県産業連関表の特徴

(1) 部門分類等の変更

平成27年表の部門分類等の変更の主なものは以下のとおりである。

【基本分類】

- ・「社会福祉（国公立）★★」部門、「社会福祉（非営利）★」部門及び「社会福祉（産業）」部門から分割し「保育所」部門を新設
- ・「飲食サービス」部門を「飲食店」部門及び「持ち帰り・配達飲食サービス」部門に分割
- ・「調整項」部門について、部門そのものを削除。調整項相当額は各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上

【統合分類】

- ・「製造業」に含まれていた「学校給食」部門を「教育」部門に変更
- ・「家計外消費支出」部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「雇用者所得」部門に移動

(2) 部門分類数

平成27年表の部門分類数を平成17年表、平成23年表及び全国表と比べると第3-1表のとおりである

第3-1表

	平成17年表	平成23年表	平成27年表	
	奈良・国	奈良・国	奈良	国
(1)基本分類 (行)	520	518	509	509
(列)	407	397	391	391
(2)統合小分類	190	190	171	191
(3)統合中分類	108	108	100	107
(4)統合大分類	34	37	37	37

(3) 平成27年表での消費税の表章形式等

消費税の評価方法は各取引額に消費税を含む、いわゆる「グロス」表示である。つまり、県内生産額並びに内生部門、最終需要部門及び粗付加価値部門の取引額は、原則として消費税込みの価格で評価されている。

消費税納税額については、平成17年表に続き「間接税」に含めている。

6 作成した統計表

13部門、37部門、100部門、171部門それぞれについて、以下の統計表を作成した。171部門については、本報告書内では掲載せず、県ホームページ上に掲載している。<https://www.pref.nara.jp/16376.htm>

なお、付帯表(雇用表)については、13部門、37部門、100部門で作成した。

- 1 生産者価格評価表
- 2 投入係数表
- 3-(1) 逆行列係数表 $[I - (I - M) A]^{-1}$ 型
- 3-(2) 逆行列係数表 $(I - A)^{-1}$ 型
- 4-(1) 最終需要部門別生産誘発額表
- 4-(2) 最終需要部門別生産誘発係数表
- 4-(3) 最終需要部門別生産誘発依存度表
- 5-(1) 最終需要部門別粗付加価値誘発額表
- 5-(2) 最終需要部門別粗付加価値誘発係数表
- 5-(3) 最終需要部門別粗付加価値誘発依存度表
- 6-(1) 最終需要部門別移輸入誘発額表
- 6-(2) 最終需要部門別移輸入誘発係数表
- 6-(3) 最終需要部門別移輸入誘発依存度表

第 3 節 用 語 の 解 説

1 県内生産額

(1) 生産額 の 概念

産業連関表では、各部門の経済活動量の大きさを「生産額」で捉えている。その生産額は一定期間（通常1年間）における個々のモノとサービスの生産額をすべて計上したもので、県民経済計算の「産出額」とほぼ同じ概念である。

なお、財、サービスの評価は、生産者価格（購入者価格から商業マージン、運賃を差し引いた価格）で評価してある。また、これらの生産額は、県民概念でなく、県内概念で把握されるので、県内に所在する事業所等が県外で行った生産活動は計測されず、逆に、県外に本社機能を有する事業所の支社等が県内で行った生産活動は計測される。

(2) 重複計算

県内生産額の推計に当たっては、本県に所在する各産業の生産活動によって生み出された財・サービスの生産額を細品目ごとに推計し、これを基本分類部門ごとに積み上げて、各産業の県内生産額が推計されている。

このため、同一基本分類部門内である品目が他の品目の原材料として使用されている場合は、その原材料の部分の県内生産額は重複して計上される。例えば、情報・通信機器部門については、電子計算機本体、集積回路はそれぞれ基本分類で県内生産額が推計されているが、電子計算機本体には原材料としての集積回路の生産額が含まれているので、それらの部分が重複して計上されることとなる。

2 中間投入（＝中間需要）

各産業が財・サービスを生産するために必要となった原材料・燃料等をどの産業からいくら購入したかを示す中間生産物の購入額の中で、内生部門を縦方向にみるとその産業の原材料の費用構成が分かる。中間投入の総計は中間需要の総計に等しく、また、生産設備等資本財はここには含まない。

3 粗付加価値

生産活動によって新たに付加された価値をいい、中間投入に粗付加価値を加えたものが県内生産額である。粗付加価値は、家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税及び補助金（控除）から構成される。

粗付加価値から家計外消費支出を控除したものが、県民経済計算の県内総生産（＝GDP）にほぼ対応している。

(1) 家計外消費支出（行）

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費、接待費、福利厚生費（雇用者所得及び内生経費に含まれるものを除く）、旅費（主に宿泊、日当）など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。最終需要部門では全産業での消費額が財別に計上されているのに対し、粗付加価値部門ではその支出額が産業別に計上される。

家計外消費支出の行及び列の合計は一致する。

(2) 雇用者所得

県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得（雇主の支払ベースであり、受取ベースではない）で、このなかには役員俸給や退職金、社会保障の雇主負担分も含まれている。なお、有給役員の報酬は含むが、利益金の処分である役員賞与は含まれない。雇用者所得は、県内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず県内で発生した雇用者の所得を対象にしている。

(3) 営業余剰

粗付加価値額から家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものである。この内容は、各産業の営業利潤（もうけ）、支払利子等からなり、営業外収入である受取利子や受取配当は含まない。なお、支払利子に関しては、金融機関からは借入金に比例した帰属金融サービス（FISIM）を受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少する。また、個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

県民経済計算の「営業余剰」に対応している。

(4) 資本減耗引当

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損の合計をさし、県民経済計算の「固定資本減耗」に対応している。

減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害などによる不慮の損失に対するものである。

(5) 間接税

財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかも、その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。

間接税に当たるものとしては、国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等があり、地方税では、事業税、地方たばこ税、固定資産税等がある。税外負担では、各種手数料等が間接税に相当する。

(6) 補助金

産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも補助金に含まれる。

4 中間需要（＝中間投入）

生産活動の結果生み出された各産業の生産物が、自、他産業の原材料や燃料などの中間生産物としてどれだけ販売されたかを示す販売額のこと、内生部門を横方向にみると生産物の販路構成が分かる。

県内全産業の中間需要（販売額）と県内全産業の中間投入（購入額）とは一致する。

5 最終需要

県内最終需要は、家計外消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出、県内総固定資本形成及び在庫純増と移輸出の合計からなり、ある産業が、最終的に消費されるモノやサービスをどれだけ家計や政府機関等に販売したかを表し、また、次のような関係が成立している。

最終需要の合計－移輸入の合計＝粗付加価値の合計

なお、最終需要から家計外消費支出と移輸入を控除したものは、県民経済計算の県内総生産（支出側）にほぼ対応している。

(1) 家計外消費支出（列）

粗付加価値の家計外消費支出と同じ概念であるが、粗付加価値では、各産業が経費としてどれくらい使ったかを示すのに対し、最終需要では、各産業の経費でどの産業の生産物をどれくらい購入したかを示している点で異なる。

(2) 家計消費支出

家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、県内居住者の県外から受け取った現物贈与の純額及び県外消費を加算（県外居住者の県内消費は控除）したものである。

ここでいう消費支出は、土地・建物・構築物以外のものに対するすべての支出を示し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべても消費支出として計上する。

(3) 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利サービス生産者による消費支出である。これは、生産額（＝生産活動に要する経常的コスト）から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、私立学校の授業料等）を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額に等しい。

(4) 一般政府消費支出

中央政府（国の出先機関）と地方政府（地方公共団体）からなる政府サービス生産者による消費支出である。

つまり、生産額（＝生産活動に要する経常的コスト）から他の部門に対する販売額（県立病院の医療収入、県立学校の授業料）を差し引いたものであり、政府の自己消費額に等しい。

(5) 県内総固定資本形成（公的、民間）

一般政府、公的企業、家計及び民間企業が行った建設物、機械、装置など耐久財（有形固定資産）の県内における購入及び大規模な固定資産の維持修繕、土地の造成等の固定資本ストックの追加となるものをいう。家計の住宅取得はこの部門に含まれるが、土地の購入は購入費全額でなく、仲介手数料、造成費、改良費のみが対象となる。県民経済計算の「総資本形成」に対応している。なお、固定資産として規定する資本財の範囲は、原則として耐用年数1年以上で、購入者価格の単価が10万円以上のものとする。

(6) 在庫純増

産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者の所有する棚卸資産（生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫）の年末在庫高から、年初在庫高を差し引いた物量的増減を年間平均の市中価格で評価し、その増減額を計上したものである。

なお、家計、一般政府消費支出部門の在庫は全て消費として扱い、ここには計上しない。

県民経済計算の「在庫品増加」に対応している

(7) 移輸出

県内事業所及び個人が県外（国外）に対して行った財・サービスの移出及び輸出である。県外居住者が本県内で消費した分も含める。

なお、本県産品のみが移輸出となり、県外（国外）産品が本県内に入り、加工されずそのまま再び出されるもの（＝通過取引）については計上しない。

6 移輸入

県内事業所及び個人が県外（国外）から購入するモノ・サービスの移入及び輸入。県内居住者が県外（国外）で消費した分も含める。

移輸出同様、単なる通過取引は計上しない。